

年 月 日

社会福祉法人 玉野市社会福祉協議会会長 様

申請者	団体名

代表者	-----
住 所	-----
電 話	-----

福祉車輌利用申請書兼許可書

下記のとおり、福祉車輌を利用したいので、玉野市社会福祉協議会福祉車輌貸出事業実施要綱第6条の規定により申請します。

なお、利用に当たっては、裏面記載の注意事項及び要綱に記載された事項を遵守します。

利 用 車 輛	<input type="checkbox"/> 24HTV号(セレナ)	車いす(社協より貸出)	要・不要
	<input type="checkbox"/> お福さん2号(タント)		
	<input type="checkbox"/> お福さん号(マイクロバス)		
利用目的・内容 (資料添付可)			
行き先・コース (資料添付可)			
貸出期間	年 月 日 () 時 分から	時 分まで	
利 用 人 員	名(運転手を含む。)		
利用者名簿 (責任者及び運転者には ○印を、人数が多い場合 は別に名簿を作成し 添付してください。)	氏 名	住 所	電 話

※ 裏面に添付書類等について注意書きがありますので、必ず確認してください。

使用上の注意について説明を受けました。

【社協記入欄】	受領日 年 月 日	受付
□利用料(10,000円)	領収書 NO. 確認者 ()	

【社協使用欄】	会長	局長	次長/課長	課長補佐/主幹	係長/主査	局	係

(注 意)

- ※ 運転者の免許証の写し、その他車両の貸し出しにあたって必要な書類をすべて添付して提出してください。
- ※ 利用許可書は、受付済み申請書の写しをもってこれに代えます。
- ※ 車両返却の際には、走行距離により、本会が算定した利用料をいただきます。
- ※ 本会の業務を優先するため、急遽利用許可を取り消すことがあります。

- ※ 車両の運転は、関連する交通法規および本会の規定等を遵守し、事故のないよう安全運転をしてください。
- ※ 福祉車両の利用又は保管により生じたすべての損害を賠償していただきます。 (玉野市社会福祉協議会福祉車両貸出事業実施要綱第8条より抜粋)

- ※ 本会の車いすを借用中破損した場合、借受人において修理し、それに要した費用は借受人に負担していただきます。
また、車いす使用中の事故については、本会は一切の責任を負いません。

福祉車両貸出サービス利用誓約書

玉野市社会福祉協議会所有の福祉車両を利用するにあたり、下記事項について遵守することを誓います。

- 1 福祉車両貸出サービスを利用するにあたり、関連する法令並びに玉野市社会福祉協議会福祉車両貸出事業実施要綱に定める事項を遵守します。
- 2 福祉車両運転中に車両を損傷した場合、または交通事故等が発生した場合には、速やかに最寄りの警察署に通報するとともに玉野市社会福祉協議会担当者へ連絡し、指示に従います。
- 3 福祉車両の貸出期間中の保管、及び運転中に事故を起こした場合は、利用者においてすべての責任を負います。
- 4 福祉車両運転中、または運転後に生じた利用者の病気等については、利用者において一切の責任を負います。

年　　月　　日

玉野市社会福祉協議会長 様

団体名

代表者（氏名）

住 所

電 話

(注 意)

- ※ この誓約書は、必ず利用申請書に添付して提出してください。
- ※ 誓約書の提出がない場合は、貸し出しをお断りする場合があります。